

1. 規約等抜粋

(1) 加盟方法(加盟団体等に関する規則 第6条)



(2) 加盟団体の誓約(加盟団体に関する規則 第4条)

① 本連盟の規則及び決定事項の遵守

(3) 加盟団体の権利(加盟団体に関する規則 第5条)

① 本連盟主催・主管等事業への参加

② 加盟団体長会議出席

③ 登録手続

1. 会員登録手続	1人 SAJ・SAT(一般・大学生)	3,000円+800円	登録期間	8月1日(木)～10月31日(木)
	SAJ・SAT(高校生)	1000円+800円		期間外登録
SAJ・SAT(中学生以下)	800円	SATのみ	【SAJ会員登録は5月30日(土)までです】	
SAJ・SAT公認資格者SAT登録管理料	1,000円			
2. 負担金納入	40,000円		10月1日(火)～10月31日(木)	
3. 団体名簿提出	(所定の用紙)			

団体登録20名未満の場合は、登録出来ません。

※注1 クラブの名称変更については変更料が20,000円かかります。

※注2 2019年10月31日までに会員登録がなされた場合、2019年8月1日に遡ってその権利が生じます。

※注3 2019年11月1日以降に会員登録がなされた場合、その時点から会員の権利が生じます。

(4) 権利停止・除名(加盟団体に関する規則 第8条・第11条)

① 年次負担金未納の団体加算金の納付

	当 該 年 度		
負担金納入時期	11月1日～12月31日	1月1日～3月31日	4月1日～ 次年度納入日の前日まで
負担金追徴加算率 (加算金)	10%	20%	30%
その他納入金	当該年度納入すべき登録料		
資格の制限	負担金、登録料及び加算金が納入されるまで権利停止		

② 負担金を2年連続滞納した団体は、除名する。